

福岡県公報

令和 8 年 10 月 9 日
第 734 号

目次

告 示（第629号－第635号）

- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 1
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 1
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水・大気環境課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 2
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 2
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 2
- 公金事務の委託に係る告示の訂正（団体指導課）…………… 3

公 告

- 特定農業用ため池の指定の解除（農村森林整備課）…………… 3
- 県営土地改良事業計画の変更決定（農村森林整備課）…………… 3
- 落札者等の公示（教育庁教育イノベーション推進課）…………… 3
- 第45期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦（人材活躍・労働総務課）…………… 4
- 地域森林計画の案の縦覧（農山漁村振興課）…………… 4
- 地域森林計画の変更計画案の縦覧（農山漁村振興課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（開発・盛土指導課）…………… 5

告 示

福岡県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県 道	山 口 線	原 田	前	筑紫野市大字山口793番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	3.7 ～ 23.0	1475.7
			前	筑紫野市大字山口855番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	6.0 ～ 28.4	1926.7
			後	筑紫野市大字山口793番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	3.7 ～ 23.0	1475.7
			後	筑紫野市大字山口855番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	6.0 ～ 28.4	1926.7

福岡県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 10 月 9 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	山 口 線 原 田	筑紫野市大字萩原623番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで

福岡県告示第631号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
- 大牟田市稲荷町12番1、12番3及び12番4の各一部
- 大牟田市亀谷町61番1及び61番5の各一部
- 大牟田市浅牟田町30番2の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- 水銀及びその化合物
- 鉛及びその化合物
- 砒素及びその化合物
- ふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- 鉛及びその化合物

福岡県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

久留米	県 道	中 尾 大刀洗 線	前	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 20.9	282.0
			前	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 20.2	291.8
			後	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 25.4	282.0

福岡県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年10月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	中 尾 大刀洗 線	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで

福岡県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年10月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	観世音寺 二日市 線	太宰府市朱雀四丁目24番1先から 太宰府市朱雀六丁目11番60先まで

福岡県告示第635号

公金事務の委託に係る告示（令和8年7月福岡県告示第467号）において、委託内容に誤りがあったので、以下のとおり訂正する。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

福岡県信用農業協同組合連合会

(2) 住所又は事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目10番12号

2 委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入

農業改良資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

公 告

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除した

ので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所 在 地	解除年月日
杉谷池	久留米市上津町2076	令和8年9月17日
玉来溜池	八女市黒木町今字吉書場1543	令和8年9月17日

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営狐坂乙地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	令和8年10月9日から 令和8年11月10日まで	広川町役場 2階 建設課

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

マイクロソフトライセンス 8,000ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部教育イノベーション推進課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和8年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

KDDI株式会社 ソリューション九州支社

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目12番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

67,584,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和8年7月7日

公告

第45期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦について、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合に対し次に定めるところにより候補者の推薦を求める。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 推薦資格を有する労働組合

労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

(1) 推薦書 2部

(2) 労働者委員候補者調書 2部

(3) 労働組合資格証明書 2部

(4) 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

(1) 令和8年10月9日（金）から同年11月13日（金）まで

(2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日をいう。）を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県人材育成・活躍推進部人材活躍・労働総務課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「人材活躍・労働総務課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、人材活躍・労働総務課に行うこと。

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 森林計画区の名称

遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課

3 縦覧期間

令和8年10月9日から同年11月4日まで

4 意見書の提出先

福岡県農林水産部農山漁村振興課

5 その他

関係資料については、2の場所において縦覧に供するほか、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する。

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 森林計画区の名称

- (1) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市及び糟屋郡の各一円）
- (2) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課

3 縦覧期間

令和8年10月9日から同年11月4日まで

4 意見書の提出先

福岡県農林水産部農山漁村振興課

5 その他

関係資料については、2の場所において縦覧に供するほか、福岡県ホームページ（

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年10月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

那珂川市大字山田字木戸浦152番45

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

那珂川市仲一丁目11番地 シティーハイツ那珂川303号

中野 耕大